



(変更・廃止届出書裏面)

白川村住民票の写し等の本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書について

- 1 この届出書は、本人通知制度に事前登録した者に係る登録内容に変更があったとき又は事前登録を廃止しようとするときに使用するものです。
- 2 この届出書を提出しようとする者は、この届出書に必要な事項を記入して、本人であることが確認できる書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等で本人の写真が貼付されたもの等)を添えて、村民課へ提出してください。
- 3 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による届け出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - (1) 事前登録者が疾病その他やむを得ない理由等により直接届出をすることができない場合
  - (2) 事前登録者が白川村以外の市区町村に居住している場合
- 4 郵便等により届出する時は、この届出書に必要な事項を記入して、本人であることが確認できる書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等で本人の写真が貼付されたもの等)の写しを同封してください。
- 5 この届出書により登録内容の変更をしても、登録機関は延長されません。
- 6 この届出書を提出する前に登録が廃止されているときは、この届出書を提出することはできません。
- 7 この届出書により登録を廃止したときは、届出日の前日までに白川村住民票の写し等の交付通知書(以下「通知書」という。)を発送すべき事案がなければ、届出日をもって通知書の送付を停止します。